

『境界確定図の作成方法』

- 1) 図面の大きさはA2(420 mm× 594 mm)以下とする。
- 2) 土地家屋調査士、測量士、測量士補の資格等を有する者が作成したもの。
- 3) 図面上部に申請地の町名地番、右下部に作成年月日、測量年月日、縮尺(平面図 1/250 以上、横断図 1/100 以上)及び作成者の氏名、資格登録番号を記入、捺印。
- 4) 平面図上に、方位、境界線、申請地番、隣接・対側地番等を記入。
- 5) 申請地における境界線の辺長はcm表示とし、mm以下は切り捨てとする。
- 6) 建物、道路構造物、電柱等申請地の道路上及び道路沿い付近は特に詳細に測量の上、図面に表示。
- 7) 原則として各境界点ごとに、横断図(幅員の表示は指示を受けること)及び引照点(2 ~ 3 点、辺長mm表示)をとること。
- 8) 公共用地との境界線は、平面図・横断図ともに朱線表示し、平面図上の境界点は朱の白抜きの丸とする。
- 9) 関係者の承諾は、図面上右側の表に住所、氏名を記入の上、捺印(土地所有者は実印)し、この表の上部に立会年月日と「承諾所有地・土地と公共用地(敷)との境界は、現地及び図面で表示されたとおり異議ありません。」の文章を記載。
- 10) 境界点、引照点、基準点は座標管理して、図面上に座標リスト(点番号、標識種類、X・Y座標)を記載。
- 11) 境界点は原則として、コンクリート杭又はアンカー付の金属標(プレート)を設置。
- 12) 図面作成時に下図を提出し、本市担当係員の指示を受けること。
- 13) 図面は原則として3部作成し(A4左綴じ)、写真(各境界点の近景・遠景及び道路全景)と共に提出。